○　道路の法律

1.　基本的管理法

○　**道路法**（昭和27年法律第180号）

基本理念の下，道路網の整備を図るため，道路に関して，路線の指定及び認定，管理，構造，保全，費用の負担等に関する事項を定め，もって交通の発達に寄与し公共の福祉を増進することを目的とするもの。

（※）基本理念

道路網の整備は、道路が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすものであることに鑑み、道路の脱炭素化の推進等により環境への負荷の低減に配慮しつつ、道路の整備及び管理を効率的かつ効果的に実施し、並びに道路の適正かつ合理的な利用を促進し、併せて道路の防災に関する機能を確保することにより、将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道路及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行われなければならない。

2.　高速自動車国道に関する法律

○　**高速自動車国道法**（昭和32年法律第79号）

高速自動車国道に関して，道路法に定めるもののほか，路線の指定，整備計画，管理，構造，保全等に関する事項を定め，もって高速自動車国道の整備を図り，自動車交通の発達に寄与することを目的とするもの。

(※)高速自動車国道の意義及び路線の指定

高速自動車国道とは，自動車の高速交通の用に供する道路で，全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し，かつ，政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので，次の各号に掲げるものをいう。

一　国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

二　高速自動車国道法第３条の規定により定められた高速自動車国道の予定路線のうちから政令で路線を指定したもの

○　**国土開発幹線自動車道建設法**（昭和32年法律第68号）

国土の普遍的開発を図り，画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期するとともに，産業発展の不可欠の基盤たる全国的な高速自動車交通網を新たに形成させるため，国土を縦貫し，又は横断する高速幹線自動車道を開設し，及びこれと関連して新都市及び新農村の建設等を促進することを目的とするもの。

3.　道路の整備等を促進するための法律

○　**道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律**（昭和33年法律第34号）

負担・補助率の嵩上げ措置，電線敷設工事資金貸付金制度，自動運行補助施設設置工事資金の無利子貸付金制度，災害応急対策移動施設設置工事資金の無利子貸付金制度，特定連絡道路工事資金の無利子貸付金制度，高速道路利便増進事業等を定めるもの。

4. 特別な道路の整備等に関する法律

○ **道路の修繕に関する法律**（昭和23年法律第282号）

当分の間，地方道に係る修繕工事に対する補助規定を定めるとともに，指定区間外の一般国道の修繕工事の直轄施行を定めるもの。

○ **積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法**（昭和31年法律第72号）

積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路の交通を確保するため，当該地域の道路につき，除雪，防雪及び凍雪害の防止について特別の措置を定め，もってこれらの地域における産業の振興と民生の安定に寄与することを目的とするもの。

○ **交通安全施設等整備事業の推進に関する法律**（昭和41年法律第45号）

交通の安全を確保するため，特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を国家公安委員会及び国土交通大臣が指定するとともに，当該実施計画の作成，費用の負担又は補助に関する特例等を定めるもの。

○ **幹線道路の沿道の整備に関する法律**（昭和55年法律第34号）

道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について，道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため，沿道整備計画の決定，沿道の整備を促進するための措置等について定めるもの。

○ **共同溝の整備等に関する特別措置法**（昭和38年法律第81号）

共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め，特定の道路について，路面の掘さくを伴う地下の占用の制限と相まって共同溝の整備を行うことにより，道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的とするもの。

○ **電線共同溝の整備等に関する特別措置法**（平成７年法律第39号）

電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め，特定の道路について，道路の地上における電線，電柱の占用の制限と相まって電線共同溝の整備を行うことにより，安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とするもの。

○ **自転車道の整備等に関する法律**（昭和45年法律第16号）

交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し，あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため，自転車が安全に通行することができる自転車道の整備等に関し必要な措置を定めるもの。

○ **高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**（平成18年法律第91号）

高齢者，障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するため，主務大臣による基本方針並びに旅客施設，建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか，市町村が定める重点整備地区において，高齢者，障害者等の計画段階からの参加を得て，旅客施設，建物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めるもの。

○　**都市再生特別措置法**（平成14年法律第22号）

都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため，都市再生基本方針の策定，民間都市再生事業計画の認定，都市計画の特例，都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金制度等について定めるもの。

○　**無電柱化の推進に関する法律**（平成 28 年法律第 112 号）

災害の防止，安全かつ円滑な交通の確保，良好な景観の形成等を図るため，無電柱化の推進に関し，基本理念を定め，国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定等を定めるもの。

○　**自転車活用推進法**（平成28年法律第113号）

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため，自転車の活用の推進に関し，基本理念を定め，国の責務等を明らかにし，及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項等を定めるもの。

5.　有料道路に関係する法律

○　**道路整備特別措置法**（昭和31年法律第７号）

道路の整備の促進を図るため，いわゆる有料道路の制度を認め，その新設，改築，その他の管理を行う場合の特別の措置を定めるもの。

○　**高速道路株式会社法**（平成16年法律第99号）

高速道路の建設・管理・料金徴収を行う特殊会社として，東日本高速道路株式会社等６会社を設立し，高速道路の新設，改築，維持，修繕その他の管理等を効率的に行うこと等により，道路交通の円滑化を図り，もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とするもの。会社の事業範囲，協定の締結，国との関係等について規定している。

○　**独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法**（平成16年法律第100号）

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け，債務の早期の確実な返済等を行う独立行政法人として日本高速道路保有・債務返済機構を設立し，機構は業務実施計画を作成し，令和97年９月30日までに解散すること等を定めるもの。

○　**地方道路公社法**（昭和45年法律第82号）

地方道路公社が，その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設，改築，維持，修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により，地方的な幹線道路網の整備を促進して交通の円滑化を図ることを目的とするもの。公社の設立，役員及び職員，業務，財務，会計等について規定している

○　**本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法**（昭和56年法律第72号）

本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業の再編成，当該事業を営む者に対する助成及び離職者の再就職の促進等に関する特別措置を定めるもの。

○　**東京湾横断道路の建設に関する特別措置法**（昭和61年法律第45号）

民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設の促進を図るための特別の措置を定め，もって東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とするもの。

6.　その他の関係法律

○　**踏切道改良促進法**（昭和36年法律第195号）
　踏切道の改良を促進することにより，交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため，その指定方法，費用分担等について定めるもの。

○　**軌道法**（大正10年法律第76号）
　道路に軌道を敷設するものを地方鉄道と区別して軌道事業とし，それについての特許，道路の維持修繕義務，その他経営に関する監督等を定めるもの。

○　**都市モノレールの整備の促進に関する法律**（昭和47年法律第129号）
　都市モノレールが都市における交通機関として果たす役割にかんがみ，都市モノレールの整備の促進に関し必要な措置を定めることにより，都市における交通の円滑化を図り，もって公衆の利便の増進に寄与することを目的とするもの。

○　**土地収用法**（昭和26年法律第219号）

○　**公共用地の取得に関する特別措置法**（昭和36年法律第150号）

○　**駐車場法**（昭和32年法律第106号）

○　**公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法**（昭和26年法律第97号）

○　**都市計画法**（昭和43年法律第100号）

○　**土地区画整理法**（昭和29年法律第119号）

○　**地方自治法**（昭和22年法律第67号）

○　**地方財政法**（昭和23年法律第109号）

○　**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律**（昭和30年法律第179号）

○　**石油パイプライン事業法**（昭和47年法律第105号）

○　**脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律**（令和６年法律第 37 号）